

消防消第102号  
令和4年3月31日

各都道府県消防防災主管部（局）長 殿

消防庁消防・救急課長

消防の連携・協力による消防用車両等の共同整備の実施にあたって  
の留意事項について（通知）

市町村の消防の広域化に関する基本指針（平成18年消防庁告示第33号。以下「基本指針」という。）に定める消防の広域化の推進期限（令和6年4月1日）に向け、各都道府県におかれては消防の広域化及び連携・協力の推進に努められているものと存じます。

消防の連携・協力による消防用車両等の共同整備については、これまで防災対策事業債の対象としていたところ、取組の更なる推進を図るため、令和4年度から新たに緊急防災・減災事業債（以下「緊防債」という。）の対象とすることとしました。

緊防債の対象となる消防用車両等については、消防力の整備指針（平成12年消防庁告示第1号）に規定する消防ポンプ自動車、救急自動車、救助工作車及び指揮車以外の車両等（具体的には、はしご自動車、化学消防車、大型化学消防車等、消防艇、特殊車等をいう。）であり、当該車両等の新設又は機能強化を伴う更新の場合となりますので、各都道府県におかれては、このことに留意の上、消防の広域化及び連携・協力の推進に一層取り組まれるようお願いいたします。

この趣旨については、貴都道府県内の市町村（消防事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても併せて周知いただくとともに、消防の広域化及び連携・協力に取り組む市町村に対する支援につき積極的なご対応をお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

消防庁消防・救急課

担 当：高荒課長補佐、渡辺係長、亀澤事務官

電 話：03-5253-7522

E-mail：keibou@ml.soumu.go.jp